

租税条約等実施特例法について

当行を含む日本の金融機関では、平成29年1月より、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（以下「実特法」という）に基づき、預金口座の開設を行う際に、下記のお客様からは税法上の居住地国等を記載した「届出書」をご提出いただいております。

- 「税法上の居住地国」が「日本以外」の方

該当のお客様は「届出書」のご提出が必要となりますので、本サービスはご利用できません。最寄の窓口でのお手続きをお願いいたします。

何卒、ご協力いただきますようお願い申し上げます。